様式第２号

貸与可能データの利用に関する誓約書

国立教育政策研究所教育データサイエンスセンター長　殿

私は、貸与可能データを利用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１　公教育データ・プラットフォーム「貸与可能データ」の貸与に係るガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）に同意し、自らの立場に応じて本ガイドラインにおける申出者又は利用者の義務を負担すること。

２　貸与可能データの貸与に関する申出書（以下、単に「申出書」という。）に記載した範囲内でのみ利用し、申出書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。

３　いかなる場合も、貸与された貸与可能データ等を用いて特定の個人を識別する分析を行わないこと。

４　貸与された貸与可能データを用いた研究等の成果の公表において、個人や団体名が第三者に特定されるおそれがある個別の回答結果や分析結果を示すことがないようにすること。

５　貸与された貸与可能データは、厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにすること。

６　貸与された貸与可能データ１ファイルについて、各利用者が当該ファイルを別の記憶装置に複写・保存する行為は１回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存をしないこと。また、貸与可能データの加工又は集計により作成した中間生成物についても、貸与可能データの取扱いに準ずるものとすること。

７　本ガイドラインに違反した場合、本ガイドラインに従い貸与担当部署が定める措置が適用されることに合意すること。

８　利用期限終了日までに、貸与された貸与可能データを必ず消去すること。

９　貸与された貸与可能データを利用した研究成果等を公表すること。

10　貸与可能データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、本ガイドライン第８に基づき、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した貸与可能データ及び中間生成物を消去すること。

11　貸与された貸与可能データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、貸与担当部署及び調査担当部署の責任は一切問わないこと。

12　その他貸与可能データの利用に際しては、貸与担当部署の指示に従うこと。

13　貸与可能データの利用にあたり、本ガイドラインに加えて貸与担当部署が貸与可能データの貸与に関する承諾通知書において付記した条件がある場合は当該条件を遵守すること。

年　　月　　日

（貸与可能データの利用者）

所属機関名　　　　　　　　　　職名　　　　　　　　　　　　氏名

　＊利用者全員の氏名等を記載してください。